

## 第3章 事案に多く見られる共通の課題について

本チームが、これまで検討してきた事案には、子ども、保護者、教員といった当事者に関して、家庭、地域、学校といった当事者の持つ背景に関して、また、トラブルへの対応の方法や技術、学校のシステムの在り方などに関して、深刻な事態を生じさせ、かつ、陥らせる要因に、しばしば類似する点が見られた。

そこで、この章では、こうした深刻な事態に陥った事案に内在している、あるいは事態を招いてしまう共通の課題を抽出してみたい。

それらを整理し、明らかにしていくことは、こうした事案が、たまたま起きた特異な例なのか、どの現場においても起こり得ることなのかを検討する上で大変重要であり、また、今後に向け、事態を未然に防ぐ上で参考になると考える。

### 1 情報について 一収集・記録・蓄積・整理・継承・共有の方法一

課題を抱える子ども、保護者情報や、親子関係、家庭環境、学校における人間関係、クラスや学校の状況といった当事者の背景に関する情報は、トラブルが発生した場合に、事態を把握する上で重要な要素となる。また、あわせて、それらを前提としたトラブルについての事実関係、対応の経緯と内容についての客観的かつ正確な情報は、トラブルを深刻な事態に陥らせないための手立てとして重要な要素である。

しかしながら、本チームが事案を検討する上で、学校現場における、こうした情報の収集・記録・蓄積・整理の方法や、継承（前任者・後任者間）・共有（教員間、学校間、他機関間）といった活用方法についての不十分さを指摘したことが度々ある。

実際、こうした情報が事前に把握できていれば回避できた事案、トラブルが発生して初めて詳細を把握したり、過去に同じような履歴があることを知るなどの事案も見受けられた。

情報は、問題に直面した教員や学校にとって、解決の糸口となる重要な役割を果たすが、協力者を得る場合にも貴重な繋ぎ手となる。また、正確な基礎情報があつてこそ、その上に乗せる指導も生きたものになるであろう。

また、学校以外に視点を移しても、社会全体の人間関係が希薄化する中で、課題を抱える子どもの多くは、保護者や家庭も地域や社会から孤立し、関わる情報も、より一層入手しにくい傾向にある。学校現場における問題解決はもとより、虐待をはじめ、子どもにまつわる諸問題の観点からも、子どもが唯一持っている社会との繋がりの場である学校が、正確な情報を把握しておくことは、あらゆる方面に効力を發揮し、また、強く求められているところでもある。

くり返しになるが、情報に対する認識、活用方法の在り方について、再検討することは大変重要である。現行のままで良いのか是非とも見直していただきたい。

### 2 「できないことはできないと毅然と対応する」ことについて

京都市では、保護者対応のあるべき姿として、「やるべきことはしっかりとやる」、同時に

「できないことはできないと毅然と対応する」という方針が打ち出されている。

本チームとして検討してきた事案にも、そうした教員の姿勢の必要性が指摘されるケースが度々あった。しかし一方で、個々の教員が、「できないことはできない」と主張する場合の限界線をどこで引くのか、また、「毅然と対応する」見切りは、どのタイミングで行い、行った場合の支援体制はどうしていくのか、そうした並行して必要な、学校としての組織的対応が不明確であることも指摘されてきた。

実際、問題に直面した教員が、個々の経験や裁量によってのみ瞬時に判断し「できないことはできないと毅然と対応する」ことは大変困難であり、ましてや、その判断に正確さを求められるならば、戸惑いが生まれても当然である。個々の資質のみを問い合わせ、それに責任を負わせるには、あまりにも荷が重すぎる。

事態が深刻化し、保護者との緊張関係が発生した場合、一つの判断が後の大きな火種になったりもする。そうした状況に立たされた教員が自信を持って「できないことはできないと毅然と対応する」ためには、その判断の基準となる学校全体の一貫した方針とその共有、それをやりきるための教育委員会も含めた組織的バックアップ体制、専門家に技術的アドバイスを仰ぐことも、欠くことができないであろう。

今一度、個人と組織、組織と組織が有機的に繋がり、その上で対応に臨んでいるのか確認されたい。

また、補足になるが、学校という枠内において、毅然と対応すべき問題として処理しても、子どもに視点を置いたとき、子どもには、抱える問題がそのまま残るケースがある。必要と感じられた場合は可能な限り、問題を所管する関係機関やふさわしい担当分野に、知り得た情報や対応を繋げたうえで学校としての対応を終了としなければ、「できないことはできないと毅然と対応する」ことが、単に問題の切り捨てに終わってしまうことにもなりかねない。常に、子どものことを念頭に置き、たくさんの配慮の上に成り立った毅然とした対応であることが望まれる。

### 3 問題解決に向けたキーパーソンの把握について

保護者との関係が悪化し、事態が膠着状態に入ったまま長期化してしまう事案には、対応の窓口を保護者に絞ったまま、同じ働きかけを繰り返す現場の対応が見られた。

無論、何とか理解を得ようとする忍耐強い働きかけは必要である。しかし、一方で、本チームとしては、こうしたケースの場合、当事者である子どもや保護者と信頼関係がある、もしくは、状況を把握して的確な判断や助言を与え、行動に移すことのできる「キーパーソン」を模索し、協力を得るようアドバイスを行ってきた。

実際に、こうしたキーパーソンとなる人との連携や協力のおかげで、膠着化した事態に突破口が生まれ、問題解決へ向け、進み出せた事案がしばしば見られた。

これまで述べてきたことと重複するが、課題を抱える子どもや保護者、その家庭は、身内や地域、社会から孤立している傾向が強く、従って、情報も得にくく、関係者を見つけることが困難な場合が多い。しかし、もし、こうしたケースの状況下で子どもが学校に行けない状態が続いているならば、事態を好転させる手立てとして、一刻も早く、キーパーソンとなり得る援助者を把握し、協力を得ることは重要である。

## 4 「子どもを学校へ行かせない」という主張について

教員や学校が、指導の主導権を失い、保護者の言い分に振り回されたり、自信を持って思いきった指導に踏み切れなかったり、解決の糸口を見いだせないまま、事態が膠着化・長期化する事案の背景には、保護者からの「子どもを学校へ行かせない」という主張が多くあつた。保護者のそうした主張の背景には、以下のパターンが見られる。

### (1) 保護者の学校に対する不信感・不安の現れとして

いじめ、けんか、孤立、教員の指導方法などから、子ども自身が学校生活に不安を訴え、それに伴って保護者の不安が生じ、その状況が解消されない、あるいは、子どもを間に置いた協力関係が築けないために、学校に対しての不信感を持った場合のもの。

### (2) 保護者の意思を通すための交換条件として

「学校はこうあるべき」という勝手な学校観を持つ場合、過保護、過干渉など、親子関係に何らか問題がある場合、子どもが何らかの障害を抱え保護者に大きな不安がある場合、また、保護者自身が精神的病を抱え不安定な状態にある場合など、子どもの意思が見えにくく、保護者の意思が優先される場合に多いケースであるが、実現困難な、あるいは不可能な、子どもへの「特別待遇」を要求し、その交換条件にされる場合のもの。

### (3) 金品などの要求を通すための恫喝的手段として

金品の要求が主たる目的の場合や対応の経緯の中で起きる場合など状況は様々だが、教員や学校の指導方法などについて、無理に口実を作つて非難し、謝罪や慰謝料という形で金品を要求し、それを承諾させるための恫喝的手段として用いられる場合のもの。

以上であるが、これらのパターンが複合して現れる場合も見受けられた。

保護者からの「子どもを学校へ行かせない」という主張は、その職業的立場と責任上、教員を最も困惑させ、また、そういう事態だけは避けたいと思わせるものである。

こうした事態の対応に関する方法や技術的提案は次章で詳しく述べることとするが、考えなければならない点は、こうした主張の下、実際に子どもたちが「学校に行けない」状態が生じたり、時にはそれが長期化する場合もあることである。

子どもの「学び」をいかに保障していくのか。きっかけの種類によって考慮すべき点はあるにしても、保護者の意思によってのみ、子どもが「学べない」ことが、もし現在、全国各所で頻繁に起きていることならば、喫緊の課題として取り上げられるべきであり、その是非について、真剣に論議されるべきであろう。対策が急がれる問題である。

## 5 子どもと保護者の背景について

本チームが携わってきた事案の子ども・保護者には、以下の問題が単独又は複合的に備わっている場合が見られた。

### (1) 子どもの特性による関わりの難しさ

困難なケースとして問題になる場合、そこには、子どもの特性による関わりの難しさが関係していることがある。子どもは、その特性により学校生活において不適応状態に陥りやすいかもしれない。しかしながら、それは子どもの責任に帰せられるべきではなく、教育の専門家である学校の教員が、その特性を正しく理解したうえで適切に対応、支援することで、集団生活を円滑にし、教育的環境を維持することが必要であることは言うまでもない。

適切に教育するためにはある程度専門的な視点が必要だが、必ずしもそれまでに適切な対応・教育がなされていない場合、保護者に不満がたまりやすい。さらに、教員の側に子どもの特性に対する理解不足や子どもに適切な支援ができていないことなどによって子どもの不適応状態が生じているにもかかわらず、それを子どもや保護者の責任にしてしまうように受け取られる言動があった場合、保護者は被害感情や不信感を抱いてしまいがちである。学校側の支援と保護者の希望がかみ合っておらず、お互いに他罰的になってしまい、建設的な話し合いにならず、お互いが消耗するだけのやり取りになってしまう。

### (2) 子どもがクラス内で孤立していたり、不適応状態にあるという状況

子どもの友だち関係は、保護者にとって成績に勝るとも劣らない重要な関心事である。子どもがクラスで孤立していたり、いじめを受けているという事態は保護者にとっては大変憂々しき事態であり、それ自体が保護者の不安やストレスを引き起こす。

親身になって子どもの気持ちを理解し、早期解決に向けて取り組んでくれることを学校に求める気持ちは強いものである。子どもの気持ちが十分尊重されていないと感じられたり、ましてそれを子どもの態度や行動の側に原因があると言われたと感じてしまった場合、保護者には不満がたまりやすい。

### (3) 保護者に不安が高く、それが継続している

子どもに（1）、（2）のような状況があり、それがなかなか思うように解決されず、「このままで大丈夫なのだろうか、子どもはどうなってしまうのだろうか」等と先の見えない不安を抱えてしまっていると、精神的に余裕を失い、情動が不安定になってしまいやすい。子どもの事に関しては学校に強く期待し、依存しているだけに、それに上手く応えてもらえないかったり、受け止めてもらえないかったりした場合、むしろ攻撃的、他罰的になってしまいやすい。

### (4) 保護者の保護養育力の低さなどの課題

子どもを保護、養育し、ときに問題が生じれば、保護者として何が起こっているのかを観察・理解し、解決に向けて何らかの方策を実行していくということは、なかなか大変な仕事である。保護者は懸命に取り組んでいるであろう。

しかも、物事が込み入っていたり、長引いてしまっている場合、保護者の論理的思考力、理解力、現実検討力、表現力、コミュニケーション能力が十分でない場合、事態がますます複雑になり、出口が見えない程に混沌としてくるものである。

また、家庭の経済状況や夫婦間不和など、家庭内の問題により、中心的な保護者が孤立していたり、孤独感を感じながら子育てに当たっている場合、精神的負担は倍増する。そのような状況では、保護養育能力が十分に発揮できないものである。

さらに、保護者が性格上の特徴として、自己中心的であったり、視野が狭く不安を高めやすい、あるいは、衝動的・攻撃的な傾向があつたりすると、周囲はその言動に振り回されてしまい、到底解決に向かう糸口がつかめなくなってしまう。

#### (5) 保護者が孤立している、あるいは保護者を支える機能が家庭や周囲に働いていない

人間は、孤立した状態に置かれると、正常な精神状態を保つことが難しくなるものである。視野が狭くなり、先を見通すことが難しくなり、常識的な判断ができなくなってしまいやすい。中心的に子育てをしている母親が、そのほかの家族や親族、友人らとのつながりの中で相談したり、頼ったりすることができる環境にいればやり過ごせることでも、孤立している場合、乗り越えることが難しい。必要以上に不安を高め、混乱を来たし、状況をさらに悪化させてしまうことにもなりかねない。また、孤立した状況の中で依存を向ける相手がいる場合、その依存対象の考え方や手法に強く影響を受け、左右されるものである。依存対象が反社会的な手法を用いたり、不純な動機の持ち主であつたりした場合、周囲は彼らの言動に振り回されかねない。

以上が、これまで携わってきた事案に多く見られる共通の課題の指摘である。

本チームは、学校と保護者の間に起きた問題の解決を図るために設置されたチームであるが、問題解決を図る上で第一義的な目的は、全ての子どもたちが、ごく「普通」に、あるいは「当たり前」に学校で学ぶことである。

これまでも、その目的を常に念頭に置きながら、それを阻害しているものは何なのかという観点から、問題をひも解き、担当者である教員や学校に助言を与え、支援を行ってきた。この章で挙げた内容は、本チームにおいて、そうした過程で何度も議論され、指摘されてきたポイントでもある。子どもの「学び」を守り、保障していくために、何が欠け、何を強化し、何を構築していくべきなのか。再確認していく上での一助になることを願う。

## 第4章 京都市学校問題解決支援チームからの「提言」

本章に至る第1章では、本チーム設立の経緯と目的、これまでの取組とその中でどのような視点を大切にしてきたかを述べ、第2章では、信頼関係を構築する上で重要なカギとなる「コミュニケーション」に関する意識調査と結果分析及び総合的考察を、第3章では、本チームとして、これまで検討してきた事案に多く見られる共通の課題を明らかにしてきた。

これらを踏まえ、本章では今後に向け必要な改善策を挙げ、それをもって本チームからの提言としたい。なお、提言作成に当たっては、「学校の対応」に関して、各専門委員から専門性を生かした多くの意見が出された。よって、記述に関して、「学校の対応」の項目については、各々の専門的立場からの提言とし、後の項目は、本チーム全体の提言としたい。

### <学校の対応について>

#### 1 法的視点からの提言

##### (1) 情報の把握と事実確認について

問題解決のプロセスは、正しい前提事実を把握して、それに関する正しい知識を習得した上、一般的、常識的、客観的に正しい判断を下す、というものになる。

従って、まず、問題の内容を正確に把握し、事実関係・原因を調査しなければならない。そのための事実の確認ないし把握の方法は次の手順で行う。

###### ① 事例について 5W1H を特定する。

WHEN (いつ), WHERE (どこで), WHO (誰が), WHAT (何を), WHY (なぜ), HOW (どのように) を調査し記録に残す。

###### ② 裸の事実、つまりその内容からその行為を再現できるような事実を確認する。

例えば「AがBを殴った」ではなく、Aが殴った手は、右手か左手か、グーかパーか、腕の出し方は？殴られた場所は？その強さは？殴られた際のBの状況は？等を確認する。裸の事実としては、「Aが教室から出て来たBの右横から走り寄り、いきなり右手の握りこぶしでBの側頭部を右横から力強く殴りつけた」等となる。

###### ③ 直接の情報を入手する。伝聞では不十分である。

###### ④ 記録、メモを取る。

問題発生後、これまでのやりとりの経過も記録すること。記録により従前の経緯が正確に把握できていなければ適切・有効な対応は不可能。言葉のやりとりは日が経つにつれてあいまいになるが、文書は日が経っても内容は不变である。

なお、問題解決のために、情報の共有が必要であることもあるが、何らの具体的な目的もなく、本人同意もなく、情報が収集・整理・利用等されることがあつてはならない。

## (2) 対応上の具体的な解決策のアドバイスについて

例えば、毅然と対応すべきか否かは、正しい前提事実を把握して、それに関する正しい知識を習得した上、一般的、常識的、客観的に正しい判断を下された結果、行われることになる。つまり、毅然と対応する前提として、そもそも教師や学校の法的責任の有無、道義的責任の有無が各検討されなければならないし、それらの責任がない場合でも毅然と対応するか、教育的配慮をするかのいずれが問題解決に繋がるかが検討されなければならない。

では、法的責任の問題と道義的責任ないし教育的配慮の限界線はどこか。

事例を解決するためのアドバイスの前提として、①法的責任の有無、②道義的責任（学校または教師の）ないし教育的配慮（保護者または生徒に対する）の2つの段階での検討をする。つまり、問題の当事者において、法的責任（民事責任・刑事責任）が発生しているか、発生しているとして、①教師においてか、②学校においてか、③保護者においてか、④子どもにおいてか、を検討し、次に、法的責任が発生していない場合、⑤学校または教員が道義的責任を果たしているか果たすべきか、あるいは⑥保護者又は子どもに対する教育的配慮をしているか配慮すべきか、その限界線はどこかを検討する。「限界線」とは、ここでは、それを超えれば法的責任が発生する場面を意味して使用している。

以上について、結論として、以下のとおり、事例を整理し、問題を検討し、解決策を提案する訳であるが、事例によって、①～⑥が混在していることはままある。

- ① 教員の法的責任
- ② 学校の法的責任
- ③ 保護者の法的責任
- ④ 子どもの法的責任
- ⑤ 学校または教員の道義的責任の妥当性とその限界線
- ⑥ 保護者または子どもへの教育的配慮の妥当性とその限界線

上記①～④の法的責任の有無の判断及びその解決策の提示については法律専門家にとっては、比較的たやすい。なぜなら、法的責任については、法律が存在し、何が正しいかの判断は一応可能であり、その責任の内容も決められているからである。

問題は、上記⑤⑥をどのように判断するかである。道義的責任ないし教育的配慮については、明確な基準や尺度はない。これらに関しては、まさしく人さまざまであり、結局、当事者の尊かれている状況、学校ないし教師として可能かつ十分なことをしたかとの観点から判断する他はなく、可能かつ十分かどうかは、個々の良心から見て、また、常識のある第三者から見て検討することになる。しかし、このような検討を適切に行うことは問題の渦中にいる当事者には困難である。

最高裁判所昭和51年5月21日判決に示された教育権についての判示を以下のように整理し、その問題となっている事柄について、教育権を有する主体が誰かを判断して、問題を検討することが、適切な検討をするための1つの方法となる。つまり、その問題は、基本的に誰の教育権が優先されるべきか、を検討するのである。これを踏まえ、教育権の所在についての整理は以下のとおりである。

## ① 子どもの学習権

憲法26条の教育を受ける権利は、生存権（憲法25条）の文化的側面を担うと共に、子どもの学習権を保障した。つまり、自由権的側面と社会的側面とを併有する。教育は、次代の主権者を育成すると同時に子どもの人間性を全面的に開花させるべく、自ら学習し、事物を知り、成長させることは未来における可能性をもつ子どもの生来的権利である。そして、憲法26条第1項は、この子どもの学習権に対応するものとして、教育権、つまり、その教育内容を決定する権能を規定した。但し、これに対応して誰が教育権を有するかは、憲法26条から直接導き出されず、教育関係者（保護者・教員・国）の教育権能の範囲はそれぞれ次の憲法上の根拠を憲法全体の精神に従い、解釈によって決せられる。

## ② 保護者の教育権

保護者は子どもに対する自然的関係において、子どもを教育する権利義務を有し、その養育権の一内容として、子どもを教育する自由を有すると考えられる。このような教育の自由は、家族の将来を背負って立つべき子どもの人格を如何に形成するかという問題として、包括的人権を定めた憲法13条の内容を為す。

※ なお、親権について、児童虐待防止等の観点から一定の制約がある（民法・児童福祉法等）

## ③ 教員の教育権

複雑化した現代社会においては、保護者の教育の自由には自ずから限界がある。その不足する部分については、現実に学校において教育を施す教員の教授によるところが大きい。また、教育は子どもと教員との間の直接の人格的接触を通じ、その個性に応じて行われる必要がある。従って、教員にも教育の自由が認められ、真理の探究を目的とする学問の自由と不可分一体の関係にあるものとして、憲法23条によって保障される。

## ④ 国の教育権

教員の教育の自由も、普通教育については、児童・生徒の批判能力の欠如、学校や教員を選択する余地の乏しさ、全国的な一定水準の確保の要請から、限界が認められる。そこで、国は、国政の一部として、広く適切な教育政策を樹立、実施すべく、また、しうる者として、他の教育関係者が有する教育の自由以外の領域において、必要かつ相当と認められる範囲で教育内容を決定する権能を有する。ただし、本来、人間の内面的価値に関する文化的営みとしての教育内容への介入は、できる限り抑制的であることが要請される。

このような教育権の所在についての見解からして、例えば、子どもの担任教員を変えて欲しいとの要求は、どの先生がどのクラス、どの科目を担当し、どのような授業を実践するかは、国の教育権、教員の教育の自由の問題であり、原則として受け入れる必要はない。ただし、前述のとおり、例外的に、子どもに特別な事情がある場合などは、どこまで教育的配慮をするのかの検討等が必要となる。

## ア 具体的な法的責任（民事責任・刑事責任）の有無の検討について

### ① 民事責任において

基本的には、不法行為（民法709条、715条等）の問題となるが、国公立の学校においては、民法の特別規定である国家賠償法の問題となる。どのような場合に、損害賠償請求が認められるか（成立要件）は、故意または過失による行為（違法行為）、損害、違法行為と損害間の相当因果関係を検討する。故意・過失について、故意は、結果発生に対して積極的態度（認識及び認容）であり、過失は、結果発生に対して消極的態度であるが反規範的であるため、それぞれ責任が認定される。

過失とは、結果予見可能性があるのに結果予見義務に違反し、結果回避可能性があるのに結果回避義務に違反する場合であるから、結果予見義務・結果回避義務をそれぞれ検討することになる。

損害はおよそ権利侵害であるから、憲法上の明記された人権、判例上、憲法上保障されていると認められた人権又は守られるべきとされた法的利益の侵害を検討する。

### ② 刑事責任において

罪刑法定主義、即ち、ある行為を罰するには、行為当時の成文の法律によりその行為を罰する旨が明確に定められていなければならないとする原則がある。刑罰権を行使する国家（機関）がほしいままに刑罰権を行使することを防ぐため、刑罰権のルールを定めて厳格な法的制約下においていたのである。よって、それぞれの犯罪の構成要件該当性を検討し、正当防衛、緊急避難、正当業務行為などの違法性阻却事由を検討し、責任阻却事由を検討する。

なお、学校現場では、暴行罪（人の身体に向けられた有形力の行使）、脅迫罪（生命・身体・自由・名誉又は財産に対する人を畏怖させるに足る程度の害悪の告知）、業務上過失傷害罪等がよく問題となる。

## イ 法的責任が発生していない場合の対応について

### ① 基本的に、上記で述べたメルクマールの他、以下の点を付加して検討し、解決策を検討する。

- (ア) 学校・教員の教育の意図が保護者・子どもに理解されているか否か。
- (イ) 保護者の要求が子どものため、子どもの教育になるという思いが含まれているか。その思いがなく、単に保護者自身の要求なのか。
- (ウ) その要求の内容について他者の人権への配慮があるか否か。即ち、他の子どもの人権（学習権、プライバシー権等）との関係はどうか。教員への教育権、労働基本権、良心の自由等との関係はどうか。

### ② 特に、上記(イ)に関連して、その保護者・子どもの要求の真意は何か、つまり、子どもの教育のことを真剣に考えてのことか、将来的に子どものためなのか、それとも他の理由（お金目的や病気）なのかを検討することが解決の見通しを立てるのに重要である。

その場合は、子どもの真意・要求と一致しているのか否かも検討し、保護者の要求

に子どもへの思いが含まれている場合は、その保護者と学校・教員との方法論が異なるだけであるから、その要求を満たすことが本当に子どもの教育として適切なのかを学校として再度、検討し、それが適切でない場合には、何が原因であるか（心理的・病的要因も含めて）保護者との対話により説得に努め、自らが説得できなければ、その人に影響力を持つ人への働きかけも含めて努力することが解決に繋がる。経験上、学校、教員、保護者が子どもの現在及び将来を真剣に考えているのに問題が発生しているのであれば、それは、必ず解決する。

他方、例えば、保護者が学校に不満があることを理由に子どもを学校へ行かせない場合等や、保護者の自己都合を優先していたり、子どものわがままを許容している場合、学校・教員が妥協してはならない。この場合、どのように解決するかは、困難であるが、あらゆる方法を試行するしかない。

### （3）問題が発生した場合になされる学校等への要求についての具体的対応

#### ① 問題発生当初の謝罪要求について

ア 法的責任がないことが確認できている場合、断るべき場合であり、はっきり断る。ただし、少なくとも弁護士により法的責任のないことを確認しておく。

イ 法的責任がある事実が確認できない場合、迷惑をかけたという道義的責任においてのみ謝罪し、法的責任について謝罪するかは事実を確認してから、おって対応する旨述べる。「貴重なお時間をお取りし申し訳ありませんでした。本日は御指摘をお伺いました。これについてどのようにさせていただくかは、慎重に考えて、後日改めて御連絡いたします。」など。

ウ 法的責任があることに間違いない事実が確認できた場合、きちんと謝罪する。ただし、賠償金額等については検討した上でしか回答できないので、その旨を伝える。少なくとも弁護士等による賠償額の相当金額についてのアドバイスを貰うことになる。

#### ② 保護者から経過・方針等に関する書面を求められた際の作成・交付の是非

ア 私見では、書面を作るべき事案は、原則として、死亡などを含む重大事案で同様の問題が起こらないようにする目的で作成する場合と、学校・教員の行動、対応が問題視されている場合に、その内容を明確にする目的で作成する場合である。

イ いずれの場合も、捜査権限がない者が収集した供述が含まれることが多く、その証拠能力がないことや法的責任追及の資料ではないことなどを伝え、共通理解しておく必要がある。

## 2 精神医学的視点からの提言

### (1) 問題の評価

始まりは小さなことがきっかけになっているにも関わらず、みるみる事が大きくなってしまうケースでは、初期の対応がうまくいっていないことが多い。問題が起こった時には、速やかに対応し、なるべく早期に解決することが重要であるが、そのためには、まず、事態の正確なアセスメントと評価がなされなければならない。

そのためには、子どもの資質や状態について、正確な理解をしておく必要がある。子どもの心身の特性などについて、日頃から専門的な研修や研鑽を積んでおくことも必要であることは言うまでもない。

また、保護者の保護力やパーソナリティについても、ある程度、認識しておいた方が良いかもしれない。学校内で、学年ごとや学年を超えての情報交換が日頃から活発になされると、こういう場合こそ助かるのではないだろうか。

### (2) 対応の仕方

初期対応のやり方や方向性が、保護者の思いや希望を踏まえたものでない場合、不満が後に引きずられることがある。早い段階で子ども、さらに保護者の思いにしっかりと耳を傾け、思いを受け止めておくことが事態を悪化させていくことを防ぐ。最初の段階で、時間や労力を惜しまないことである。

### (3) 対応のスピード

事が起こったとき、できるだけ早く対応することに越したことはない。何もしないで時間が過ぎてしまう間に保護者の不満は倍増していく。後手後手になってしまふと解決までの時間は遥かにかかる。

上記のことを実行するのは担任になるが、教員も生身の人間であり、気がつかないことや見落としてしまうこともあるのは当然である。そのようなときに、それを補ってくれる体制が築かれていることは、混乱した事態を未然に防ぐ。

担任をサポートする体制として、副担任、学年主任、管理職などの働きがあると思われるが、それらが十分上手く機能しなかった結果が、事案となっていると思われる。

## 3 臨床心理的視点からの提言

### (1) 学校内の情報共有とその情報の正確なアセスメント

情報理解が歪むと適切な対応ができず、かえって問題を深刻化させる。予断によって「構える対応」は保護者・子どもとの信頼関係の構築に支障が生じる。正当な要望であることを前提として、保護者の立場を理解し、できる限りの対応を考える姿勢が大切である。

ボタンの掛け違えと言われるが、最初の対応を誤ると学校への不信感を増幅する要因になることが多いので注意すべきである。

## **(2) ケース理解と対応の認識の共有**

問題が発生する可能性がある場合、早期に行われるべきである。若い担任は孤立しやすく、ベテランになると、同僚や学年団の支援を求めるなどを躊躇して、問題がこじれる場合もある。

問題の発生は教員個人の力量のみによるものでないことを全員が共通認識し、「なぜ、そんな対応をしたのか」と対応のまさにこだわり過ぎず、子どもや保護者の心理的、社会的状況を理解して対応できるように多面的に検討する。悪者探しに終始せず、発生した問題の中でもプラス評価できる部分を最大限に活用する姿勢が必要である。

## **(3) 教員相互の信頼関係の確立と一人で抱え込まない組織の構築**

担任が抱え込んでしまったとき、主張が強く自己中心的な攻撃をしてくる保護者にどんどん責められ、休職や退職に追い込まれることがある。胸襟を開いての相談は、組織に守られて初めてできる。安定と安心が教員相互、管理職との関係のなかで確信できる体制を築き、学校内の支援体制の確立と教育委員会との連携による教員の心理的負担の軽減など、学校全体として一枚岩で一貫した対応をしていくことが重要である。

## **(4) 対応の限界の明確化**

保護者の感情の赴くままの電話や来訪を制限する。適切な時間と場所を設定し、時間は1時間以内とはじめに明言する。不当な要求は拒否して、できること・できないことを明確に伝えておくことは、大切なことである。

## **(5) 保護者の面談等は複数での対応が望ましい**

「担任とだけ話したい」というような要求をされても、学校の問題であり、組織的に対応する旨を説明し、複数で対応する。言った・言わない等の水掛け論を防ぐ意味もある。

## **(6) 対応時の姿勢**

保護者の反省が「敗北感」にならないように配慮すると同時に、学校が保護者の機嫌を慮っているような態度を印象づけず、媚びたり、必要以上にへりくだるような印象を与えない対応が特に必要である。長時間の話し合いや脅しは、学校の譲歩を引き出すためのものであり、それに屈することのないよう、一度持ち帰るとか、その場でできることを明言した方がいい。できることを受け入れると、それを突破口として要求がエスカレートし、不条理な要求まで出てくることがあるので、気を付けなければならない。ただ、その際に、保護者を諭破するのではなく、保護者の気持ちを傷つけないような配慮も必要になってくる。

## <現状を改善するための総合的な提言>

### 1 「子どもを学校へ行かせない」保護者への対策について

第3章にも挙げたとおり、保護者からの「子どもを学校へ行かせない」という主張は、その職業的立場と責任上、教員を最も困惑させ、また、そういう事態だけは避けたいと思わせるものである。

また、子どもは保護者の主張を容認する傾向にあり、子どもは学校へ行きたい、若しくは行ってもよいと考えているのに、保護者の意向で登校しない事案も多く見られる。

子どもの学習権を侵害するものの、児童虐待とはならない場合、子どもが学校で学習できる状況にするためには、現行の学校教育法第16条（義務教育年限）、第17条（就学させる義務）、学校教育法施行令第20条（長期欠席者等の教育委員会への通知）、第21条（教育委員会の行う出席の督促等）では限界がある。

それに対する手立てとしては、子どもが登校できない場合は、専門的な関与が必要であることも付言した上で、親権とともに保護者の未成年者への教育を受けさせる義務を明確化し、子どもの意思にかかわらず、子どもの登校を促せない保護者の姿勢は「虐待」とみなされ、罰則が適用される場合があることを文書で交付する等の方法も考えられる。

いずれにしても、このような事案については、全国的にも同様の状況であり、子どもの真意の確認方法も含めて、新たな法律制定等も検討されるべきである。

### 2 学校のシステムについて

子どもたちが日々学校生活を送っている教育現場で起きていることが、教育における全ての始まりであり、結果もある。何よりも現場での子どもたちの困りや現場教員の思いを敏感に感じ取り、速やかに対応できるシステムが構築されるべきである。

子どもにとって、担任がもっとも重要な人物であるが、学校では担任が子どもに関わる課題を抱え込むことなく、他の教員や管理職、養護教諭等とオープンに情報を共有しあったり、助言を求めたりできる関係や雰囲気が醸成されていることが望ましい。まずは、学年単位の教員が助け合い、支援し合える関係であれば、まだ初期の段階で話に出せたり相談することができる。その後、学年主任、管理職にも早く伝えることができるシステムがあれば、より早く、より適切な理解と対応が可能になると思われる。

#### （1）教員のサポート体制

##### ① 心理面でのサポート

上記のように、まずは学年単位の同僚同士の関係性、管理職への相談や連絡がすぐにできるような通気性が、サポートとして最も必要なものと思われるが、他にも、心理面でのサポートをスクールカウンセラーが担ったり健康面のサポートを養護教諭が担うこともあると思われる。

##### ② 法律面でのサポート体制（教員の刑事責任への対応）

教員への法的責任のうち、民事責任は国家賠償法の適用となるが、刑事責任の追及に

は、本チームとしてのアドバイスでは不十分であり、弁護人選任の必要がある場合がある。

ところが、そのための弁護士費用等の問題もあり、教員自らが対応を迫られていることが一般的となっている。これに対しては、交通事故の保険にあるような弁護士費用に関する保険が開発されることが望まれる。

## (2) 複合的な問題を抱える子ども、保護者・家庭へのサポート体制

### ① 発達障害を有する子どもについて

総合育成支援員など教育委員会による人的資源を活用することが今後とも必要であるが、その他にも、児童相談所や医療機関などと連携し、発達障害の専門的理解と支援のスキルを共有することが望ましい。

学校は、どうしても子どもが学校に在籍している期間について、学校生活が円滑に送られることを重視してしまう傾向があるが、子どもはその後も発達障害と共に人生を歩んでいかなければならない。先の見通しも踏まえれば、児童福祉や医療等、学校以外の機関に繋がっておくことは重要なことである。専門的な理解を基に、先を見通しながら現在の学校教育現場で取組を進めることで、保護者を導くことのできる先手の教育を実現することができるのである。

### ② いじめの加害・被害者、不登校の子どもについて

スクールカウンセラーや教育委員会の相談機能を活用することもできる。その場合も、子どもと子どもを取り巻く問題についての正しい評価とアセスメントが基本である。子どもの問題の背景に、虐待やネグレクト、また、貧困やDV等、養育環境面の問題が見られたなら、児童福祉やスクール・ソーシャルワーカーと連携することも必要である。

### ③ 少年非行などの問題を起こした子どもについて

問題を起こした子どもたちは、児童相談所や家庭裁判所に通告・送致されることになるが、多くの場合、審判不開始や不処分といった判断によって、地域社会へ戻ってくる。その場合、子どもたちは、それぞれ様々な課題を抱えているので、学校や警察、児童相談所などの担当者が、それぞれの専門分野に応じた役割分担のもと、子どもや家庭への指導や助言を進めることが必要である。

家庭をはじめ、子どもを取り巻く環境が複雑かつ多岐にわたっている今日、関係機関が、それぞれの役割を明確にしつつ、連携して子どもたちの立ち直り支援に当たることは、ますます重要になってきている。

### ④ 保護者・家庭へのサポート体制

孤立していたり不安の高い保護者に対しては、自治体による子ども支援センターに紹介し、支援に繋ぐことも助けになると思われる。

また、一般的に言っても、保護者の不安を傾聴できる体制づくりを進める必要があるのではないか。これは、言い換えれば、学校現場の教員が教育に専念できる体制を整えることともいえる。これまでの事案などから、教育委員会の時間をかけた電話・面接な

どの傾聴によって感情が収束する場合があることも実証されている。

その背景には、

- ・ 激情が働いているとき、近寄りすぎると教員・保護者双方に混乱が生じ泥沼化する。
- ・ 保護者の中には被害感が強く、権威に対するこだわりや抵抗感が強い場合が多い。

などの理由が挙げられるが、学校・教員への敵対感はそこから発生すると考えられる。

上部機関の傾聴的対応によって感情を収束し、問題を複雑化させないために役立つならば、迅速にそこへ繋げ、解決に向かわせることも重要である。また既に、そうした体制が組まれているならば、今一度、学校現場にも保護者にも、こうしたシステムが周知徹底されているかどうか、既存の在り方で有効かつ適切に機能できているかどうかの観点から検証する必要がある。

## ⑤ 問題が発生したクラス及び子どもたちへのサポート体制

何らかの問題が発生したり、事態が長期化、深刻化し、担任がその対応の渦中にあるとき、学校は、当事者以外のクラスの子どもたちにも目を向けるべきであり、支障がないよう配慮し、サポートする必要がある。

担任が問題を抱えながら平静を保つことは困難であると同時に、そのことはクラスの子どもたちに対しても少なからず影響を与える。ましてや、担任が休職に追い込まれた場合はなおさらである。特に小学校の子どもたちにとって、年度途中に担任が変わることは、やはり大きなことであり、クラス全体も動搖する。こうした最悪の事態を招かないようにすることが何より重要であるが、こうした事態が起きてもスムーズに移行できるよう配慮する必要がある。

## 3 児童生徒間のトラブル解決のための「謝罪会」又は保護者との面接について

保護者の要望により、被害側の子どもの家で行う場合があるが、その場合は、当然のことながら、社会通念上の常識の時間内に、かつ、節度が保たれた状況下で行われなければならない。

## 4 学校と教育委員会との連携について 一客観的基準による報告体制の構築一

問題解決における学校現場の主体性は、重要なことである。しかしながら、その中心に「子ども」が据えられてこそである。つまり、学校や教員の「都合」が優先され、その結果、問題を抱え込み、深刻化させるなら、それは周辺に大きな不信感を招くことになる。従って、教育委員会への報告は、校長の判断によるのではなく、報告が必要なケースを具体的に示し、客観的基準をもって報告する体制の構築が必要である。また、こうした体制を実現するためには、子どもの学びを保障するために、あらゆる機関と連携し、支援や協力を得ることが、ごく当たり前であるという認識と気運づくりも必要であろう。

また、事態が深刻化し、どうしようもなくなり、報告を上げざるを得なくなったケースだ

けではなく、対応が長期化したもの最終的には保護者の納得を得ることができたケースなどについても、対応のどの点が問題の解決に繋がったのかという分析、感想も含め、教育委員会に集約し、今後へ向けた対応のノウハウとして蓄積していく必要がある。

## 5 教員が身に付けるべき専門的知識・スキルについて

社会状況の変化、子どもや保護者の価値観の多様化、現代の子育てを巡る環境の激変を見れば、昔に比べ、教育現場で出会う子どもとその家庭は、はるかに多様な問題や背景を抱えている。従って、教科指導力だけではなく、子どもを教育するため、現代の教員は多くの専門的知識やスキルを必要とされる。

### (1) 発達障害について

教員にとって、発達障害についての知識とスキルの習得は不可欠である。普通学級においても、発達障害の特性を持ち合わせている子どもは少なくなく、生徒指導や生活指導において、その知識を持っていれば適切に対応することができる事例は増えていくと思われる。

### (2) 法的措置について

教員が法的措置や教育に関する法令等の知識を常識として備えておく必要がある。研修の機会などにその知識を整理し、保護者からの無理難題・要求や不法行為がエスカレートすることを予防するための方策を身に付けておくべきである。

## 6 学校及び教育行政と関係機関との連携について

「縦割りを是正し、横断的な繋がりを強化する」、「関係機関との連携」。社会のあらゆる問題が複雑多様化し、従来のシステムと意識では対応できないため、最近よく言われるようになったフレーズである。同時に、各々主眼に置くべき事項を柱にしながら、早急に進めていかなければならない課題でもある。

では実際に、子どもを中心に据えながら、教育の分野として学校や教育行政が他の関係機関と連携を図り、協働していくとき、どのような問題点があるのか、また、今後に向けてどのようにしていけばよいのか、具体的に例を挙げ、指摘していきたい。

### (1) 福祉・児童相談所との連携

昨今、子どもたちが、最も頼り、愛されるべき親から「虐待」を受ける報道が目につく。厳しい経済不況の中、子どもの抱える家庭環境や生活背景を踏まえることの重要性は、ますます高くなっている。子どもの問題行動等を現象面で捉えるのではなく、いかに生活環境や生育歴に迫り、働きかけ、子どもや保護者を支えていくかを含め、関係機関とのより濃厚かつ有機的な連携が求められている。ここでは、教育と福祉との連携について述べたい。

まずは、教育と福祉双方向の連携で壁になっていること・齟齬（マイナス材料）として、下記の4点が思いつく。

## ① 使用する用語の共通理解が不十分

一例をあげると、「要保護児童」と聞くと、教育では「生活保護を受けている家庭の児童」をイメージするが、福祉では「保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童」を指す。双方の理解が不十分なまま会議が進行した例もよく耳にする。

また、心理診断、WISCⅢ、言語性、動作性について説明を受けても理解に苦しむ教員も少なくないし、区域外就学の手続きなどについて詳しい児童福祉司も少ないのが現状である。

## ② わからない事を正直に尋ねあう関係性が不十分

上記①に代表される専門用語の認識の違いを、即時・即応的に気安く確認できる関係性がまだまだ構築されていないのが現状である。

## ③ それぞれの機関（立場）の役割とイメージの相違

代表的な例が、児童相談所の一時保護への思い。教育では対象の子どもへの対応としてすぐに一時保護を期待するが、福祉では本人同意を含め、保護するためのプロセスを要する。そのタイムラグから双方間に壁を作ってしまっている状況もある。

## ④ 関係者会議の開催と活用（指導・支援）

子どもの支援に向けた関係者会議開催の段取り・進行、具体的な指導・支援内容の共通理解などがなかなか難しい。単なる情報提供・意見交換に終わってしまっているケースもあるのが現実である。正しいアセスメントがないと適切なプランニングができないのは明白である。

「連携とは重なり合うこと」、色々な場面で大変よく耳にする言葉であるが、上記の壁になっていること・齟齬（マイナス材料）を克服していくためにも、まずは、「そのとき、必要なときだけの関係ではなく、日頃から顔の見える、そして、言葉のキャッチボールができる関係」でなくてはならない。子どもを中心据え、共通目標（指導・援助指針）を明確にするとともに、お互いが忌憚のない建設的な意見交換や共通理解を進めなければならない。そして、軌道修正を図り、工夫を重ね、強化していくことこそが、重なり合うこととなろう。

次に、具体的に、教育（学校現場）が留意すべきこととして3点を示したい。

## ① 相互の立場の理解

学校内で「子どもの生活」の視点から、学校でできること・できないことを、学校全体で共通理解して関係機関に伝える。対応の全てを関係機関に委ねるのではないのはもちろんのこと、関係機関の指導や支援を側面から支持・援助する。

そのためには、相互の役割の明確化を図り、具体的な行動指針の設定や分担を決めてことで、指導や支援の違いを確認するとともに補整を図る。

また、相互に基礎知識の獲得に努め、狭い役割分担を超えた、互いに補いあう信頼関

係の構築を進める。

### ② 関係機関との連携の窓口・コーディネーターの配置

最終的な責任は校長が担うが、日頃からの関係性の構築のために連携の窓口・コーディネーターを明確にし、双方が相手を尊重しながら、共に取り組もうとする姿勢を構築していくとともに、有効に機能するネットワークを形成する。

### ③ 連携の基本は自己変革

閉鎖的な体質を排除し、子どもを中心に据えて、「見逃しのない観察」・「手遅れのない対応」を絶えず意識した早期発見や早期対応から、切れ目のない支援・取組を進めていくことが、これから一層求められていく。一つの機関・一人の専門家で解決できる問題は、少なくなりつつあるのが現状であり、今こそ、専門家同士が互いを理解し、受け入れ、そして知恵を出し合うことが、有機的なネットワークを形成し、複雑化する問題の解決に繋がると思われる。

そのネットワークの中心として教育（学校現場）の果たすべき役割の重さと大切さを再確認しておきたい。

## （2）警察との連携

本チーム発足後、警察と連携又は相談等を行ったケースは9件あり、こうした連携によって解決が早まったケースも見られた。今後も、保護者対応が長期化、複雑化することが予想される段階で、警察等へ相談をしておくことも必要であろう。

学校と警察は、子どもたちの健全育成を図るために、「学校警察連絡制度」により平素から連携している。警察は子どもの行為を犯罪として立件すること自体を目的として活動しているわけではなく、犯罪の防止や少年非行の防止に大きな力点を置いて活動している。この連絡制度等により、相互の組織を理解する中で、日頃から、関係機関の一つとして所轄の警察署の少年係との関係を深めておくことも重要である。

子どもが問題行動に走らず、また、それを未然に防ぐことができれば、そのことを発端とした保護者とのトラブルや対応も少なくなると考える。

### ① 保護者対応の上で警察等との連携が必要と考えられる場合

- ・ 延々と抗議をし、攻撃的な要求をする
- ・ 学校の教育計画が滞り、子どもに影響が及ぶ
- ・ 教員が病気や休職に追い込まれる

以上のような状態に至った場合は、警察等と連携すべきである。

### ② 連携する上で留意する点

- ・ 実際に暴力的な行為や破壊的な行為があった場合は、通報すべきである（これ以上被害が広がらないように通報した方が良い）。
- ・ まだ暴力的な行為はないが、それまでの対応から考えて、暴力的な行為が予測される可能性があるときは、事前に所轄の警察署に相談しておく。
- ・ 学校は保護者に丁重すぎるくらいの対応をすることがあるが、保護者の状況をよく

見極めて、理不尽な要求には「これ以上できない」と保護者に返して行くことも重要な対処方法であろう。

- ・ 理不尽な要求をする保護者について、警察に相談する場合には所轄の少年係を通じて相談を行えばよい。
- ・ 立場の異なる組織が有機的に連携するには、以下のことが重要である。
  - ア お互いの立場・期待を理解すること
  - イ 共通目標（目的）を明確にすること
  - ウ 常に建設的姿勢で議論を交わすこと

## 7 「忙しい」「余裕がない」教員の実態について

第2章の「コミュニケーション」に関するアンケート調査（付問1－3）の結果と総合的考察の中でも提示したが、教員の約5割がコミュニケーションが取れない原因として、教員の側に余裕がないことを挙げている。

この「余裕」の内容が、仕事が多すぎるための物理的な問題なのか、あるいは教員個人の精神的な問題なのか、今回のアンケート調査では明らかにできていないが、このコミュニケーション問題にかかわらず、現在の学校現場の問題点を明らかにしようとするとき、必ず「忙しい先生」の実態が浮き彫りにされる。

急速な時代の変化とそれに見合う教育、そしてニーズの多様化。次から次へと身に付けていかなければならない新しい課題。新たなこと、不足分を現状にどんどん上乗せしていくのではなく、子どもの学びとそれを保障することを軸に、まさに「今」を起点に必要とされること、しなければならないことから優先順位をつけ、これまでの業務を精査し、少なくとも実態に見合わない不要なことや簡略化できることなど、整理統合に向けて着手する時がきているのではないか。

また、こうした状況に、現場では教員定数の増加を求める切実な声も多い。こうした声に真剣に耳を傾け、国を挙げて議論し、改善に向けて検討していく必要もあるであろう。

問題対応に追われ疲労した教員、多忙を極め近寄りがたい様子の教員。子どもに関して何か相談すべきことがあったとしても、やはりこのような教員に対して、保護者は相談しづらい気持ちになる。余裕を持って子どもと向き合い、自信を持って教育実践に臨んでいる教員の姿こそ、保護者が最も求めているものであり、信頼できる教員の姿でもある。

## 8 P T Aの役割について

同じく第2章「コミュニケーション」に関するアンケート調査（付問1－1）の結果と総合的考察の中でも提示したが、教員と保護者のコミュニケーションを繋ぐツールとしてPTA活動を挙げた人が、教員、保護者とも大変低い数字であったことは重く受け止めなければならない。

実際、日本におけるPTAの在り方は、自治体によって大きく異なり、設立の歴史的背景やその変遷の仕方も大きく影響しているのかもしれないが、保護者中心の組織としての認識が強く、主に管理職の参加はあっても一般教員の活動参加はほとんど見られないのが通常で

ある。

また、少子化、核家族化、ライフスタイルの多様化等もあり、通常の活動に参加したくてもできない保護者や、組織を中心的に担える保護者も少なくなり、毎年の役員選出に多くの労力を払わねばならず、それでも何とか時間をやり繕りし、休日も返上しながら年間計画をこなし、組織を持続しているのも実情である。そして、こうした傾向は、今後ますます顕著になっていくことが予測される。

しかし、本チームで取り組んだ事案を見ても、また、こうした事態を未然に防ぐ意味においても、今、保護者と教員を繋ぐ担い手は必要不可欠である。それに当たる担い手が P T A という組織ならば、今一度、従来の P T A の在り方、役割を検証し、今、必要とされることは何かから活動を展開し、その役割を担ってほしい。そして、そういう役割を担うためには、保護者だけの努力では不可能であり、保護者、学校（教員）双方の努力が必要であることも付け加えておく。

子どもを中心に置き、日頃から、保護者と教員の相互理解を深め、協力体制を強めることができれば、本チームが扱わなければならない事案も減っていくのではないかと期待するところである。

## 9 学校運営協議会の役割について

京都市では、全国に先駆けて平成 16 年度から学校運営協議会制度を導入し、保護者、地域と一体となった学校運営を試みている。現時点では、運用の方法や役割については、個々の学校の裁量に委ねられているが、主に教科を初めとする学習活動、教育活動の支援、子どもの安全面での協力などが中心であるように思われる。

この組織が、本チームで対応しているような事案の解決のためにも活動することを期待したい。

実際に、本チームで取り扱った事案の中には、地域や P T A の助力によって解決に繋がったものも見られた。また、第 3 章でも述べたとおり、不安が高く、学校に依存しやすい保護者の多くは、地域や他の保護者との繋がりもなく、孤立している場合が多い。虐待の疑いが見受けられる事案についても同じである。

実行に移すためには、個人情報保護の問題、守秘義務等、クリアされなければならない問題も多いと思うが、身近な地域や保護者の支援は、学校、教員にとって大きな力となるに違いない。また、学校にとって公表したくない事態であっても、保護者や地域の目線で意見を述べてもらうことによって、気づかされる点も多いであろうし、さらに、そのことを通じて保護者や地域の側にも、学校の現状を理解してもらう良い機会となり得ると考える。